２．２　原液
２．２．１～２．２．３　（略）
２．３　（略）
３　試験
３．１～３．５　（略）
３．６　原液の試験
（略）
３．６．１・３．６．２　（略）
３．６．３　同定試験
抗風しんウイルス免疫血清若しくは抗体を用いた同定試験又は逆転写ポリメラーゼ連鎖反応による同定試験を行う．
３．６．３．１　抗風しんウイルス免疫血清又は抗体を用いた同定試験
試料を適当な培養細胞を用いて増殖させるとき，その増殖は，抗風しんウイルス免疫血清又は抗体によって中和されなければならない．
３．６．３．２　逆転写ポリメラーゼ連鎖反応による同定試験
試料を適当な試薬と混合した後，ＲＮＡを抽出し，適当なプライマーを用いた逆転写ポリメラーゼ連鎖反応によって行うとき，承認された判定基準に適合しなければならない．
３．６．４　（略）
３．６．５　ウイルス含量試験
３．８．３を準用して，ウイルス含量を測定する．ただし，３．６．３において，逆転写ポリメラーゼ連鎖反応による同定試験を行うとき，本試験のウイルス含量をFFUで測定しなければならない．
３．７・３．８　（略）
（削る）

（略）
乾燥弱毒生麻しんワクチン
１　（略）
２　製法
２．１　原材料
２．１．１～２．１．３　（略）
２．２　原液
２．２．１～２．２．３　（略）
２．３　（略）
３　試験
３．１～３．３　（略）
３．４　ウイルス浮遊液の試験

２．２　原　液
２．２．１～２．２．３　（略）
２．３　（略）
３　試　験
３．１～３．５　（略）
３．６　原液の試験
（略）
３．６．１・３．６．２　（略）
３．６．３　同定試験
試料を適当な培養細胞を用いて増殖させるとき，その増殖は，抗風しんウイルス免疫血清又は抗体によって中和されなければならない．
（新設）

（新設）

３．６．４　（略）
３．６．５　ウイルス含量試験
３．８．３を準用して，ウイルス含量を測定する．

３．７・３．８　（略）
４　そ　の　他
４．１　溶剤の添付
添付する溶剤は，注射用水とする．
４．２　添付文書等記載事項
ウイルス培養に抗生物質又は着色剤を用いた場合は，それらの名称及び分量
（略）
乾燥弱毒生麻しんワクチン
１　（略）
２　製　法
２．１　原　材　料
２．１．１～２．１．３　（略）
２．２　原　液
２．２．１～２．２．３　（略）
２．３　（略）
３　試　験
３．１～３．３　（略）
３．４　ウイルス浮遊液の試験